

## 会議録

会 議：令和6年度第1回羽曳野市立人権文化センター運営審議会

日 時：令和6(2024)年7月24日(水) 午前9時30分～

場 所：羽曳野市立人権文化センター

出席者：（羽曳野市立人権文化センター運営審議会委員）

会長、副会長、他委員4名

（羽曳野市）

山入端市長、他事務局5名

### 《内容》

1. 開会
2. 会長あいさつ
3. 市長あいさつ
4. 委員紹介（事務局職員等紹介）
5. 案件
  - (1) 羽曳野市立人権文化センターの運用について
  - (2) 今後のスケジュール
  - (3) その他（羽曳野市立人権文化センター運営審議会の任期について）

### 5-(1)羽曳野市立人権文化センターの運用について

#### ●事務局より（案）について説明

事務局よりご説明いたします。

①新館の**設置目的**について、基本的人権尊重の精神に基づき、人権啓発の推進及び地域福祉の向上を図るとともに、市民の交流を推進し、もって人権が尊重される社会を実現しつつ、羽曳野市立人権文化センターを設置する。

②**所在地**について、羽曳野市向野2丁目9番7号、ひかり湯の跡地に建設することから、向野2丁目5番22号に変更。

③**使用料**について、現在、センターの使用料は無料であるが、今回、使用料を徴収することを検討。また市外の方については、1.5倍の料金を徴収することも検討。

今回、館内の部屋の貸出は、会議室、多目的室1、多目的室2に、調理室、この大きくは4つ。

使用料の時間の区分は、午前9時から12時、午後13時から17時、夜間18時から21時、が基本。続けて使われる場合は午前・午後、午後・夜間、全日。

会議室、多目的室1、多目的室2は、午前9時から12時、3時間で900円。1時間当たり300円の計算。

午後13時から17時、4時間で1200円。夜間18時から21時、3時間で、900円。

午前・午後の部分で9時から17時の8時間で2400円という計算になるが、この中でも休憩も取られる

であろうことから、1時間分を減額し、2100円。午後・夜間、13時から21時に、8時間であるが、1時

間分減額し、2100円。全日、9時から21時につきましては、休憩2回分というのを考慮し、3000円。調

理室は、会議室よりも、光熱水費を多く使うであろうと想定。午前9時から12時で時間3時間1500

円。1時間当たり500円。午後13時から17時の4時間で2000円、夜間18時から21時で1500円。午

前・午後9時から17時で3500円。午後・夜間、13時から21時で3500円、全日9時から21時につつま

しては、5000円。という案。

④**開館時間及び休館日**について、現状では、月曜日から金曜日について、午前9時から21時まで、土曜日については、9時から17時までの開館。

休館日につきましては日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日までの日。

今回の案は、羽曳野市立人権文化センター開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、センター使用団体がセンターを使用する2日前までに使用許可申請書を提出しなかった場合は、午前9時から午後5時30分。

一方、次に休館日は、土曜日及び日曜日を検討。

ただし、こちらにつきましては、イベント、団体などがこういったことをしたいなどの使用申請書が出された場合については申請内容を審議し認められれば使用可能。また、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日については、休館。※重複？

⑤**使用申請書**について、施設の使用の許可を受けようとするものは、羽曳野市人権文化センター使用許可申請書を市長に提出し、その許可を受ける。次に市長は前条第1項の規定により、使用の許可をしたときは羽曳野市立人権文化センター使用許可書を適当と認めた場合は、羽曳野市人権文化センター使用許可書を申請者に交付するもの。

⑥**使用料の減免**について、今回、使用料を徴収していきたくないということから、使用料減免規定を検討。条例の規定により使用料を減免する基準及び割合は、本市（羽曳野市及び羽曳野市教育委員会事業）が主催する行事のために使用する場合、2番目、本市が共催する企業のために、行事のために使用する場合、3番目、社会福祉法第2条第3項第11号に規定する隣保館事業のために使用する場合、4番目、羽曳野市及び羽曳野市教育委員会が認めた自治活動、人権啓発活動や地域福祉活動に資する団体が使用する場合、5番目、羽曳野市市民人権部市民協働ふれあい課に登録のある自治会の自治活動として認められ使用する場合、6番目、羽曳野市内に所在する社会教育法第9条に規定する、社会教育関係団体が社会、社会教育のために使用する場合、7番目、その他、市長が認める団体活動の場合となっている。これでいくと、今現在、使っていただいている団体につきましては、1団体のみが、今回、料金の徴収となる団体がある。

⑦規定により、**使用料を還付**するには、使用しようとする前日までに使用の取り消しを申し出ることが必要。天変地変、その他不可抗力により、例えば災害などにより、使えなくなった場合、センターが災害対策地や避難場所等になった場合等がを想定されますが、災害発生時にはそちらを優先する必要がある為使用し、普段の使用が出来なくなった場合には、使用料の還付を行うものを検討。

○会長

使用料の中で、現在は、人権文化センターは無料であるが、新施設では使用料が必要であると。

この隣保館が建った趣旨と他の羽曳野市の施設とは趣旨が違うと思うが、その部分は市民の方はほとんどわかっているため、周知徹底もしていただいて、この使用料徴収は、使用料の減免でほとんど使用料は、入ってこないという状況ではないか？

➡事務局

現在よく使われている団体様の方につきましても施設の趣旨に添わなければ、減免対象外となり、使用料をいただく場合があります。軽い運動をされる、会員同士の交流を深める使用等は有料の対象と考えます。

○会長

近隣で一番新しい隣保館は富田林市でよいのか？

➡事務局

富田林市です。

○委員

有料になる団体にアンケートはとったのか？例えば今後は「このぐらいの金額になります」といった意見などは確認しているのか？

➡事務局

団体に対して、現在こういうことを考えていることや新しい施設になります、また、来年度から移ります、というようなお話はさせていただき、ただ金額がいくらとか、具体的な内容は委員の方々は今からご意見をもらい、今後検討させていただきます。

○会長

他の羽曳野市の施設では、もう実際に有料になっていることから、適用はそんな難しくないと思います。他の方はいかがでしょうか？

○委員

使用料について、そのお金はどうなるのか？

➡事務局

センターの使用料は、本市の雑入に入ります。

○委員

使用料の減免について、今ここに基準が明示され、割合はどうなるのか？

➡事務局

使用料の減免についても、意見を頂きたい。

全額免除及び何割というのは決めてないが、全額は難しいので、例えば3割減免など、ご意見を頂戴した中で、今後、市も検討したい。

○会長

使用料について、使用料を徴収した方がきれいに使ってもらえるなど考えられる。他にご意見どうでしょうか？

○委員

ある程度受益者負担は必要だと思いますが、使用料の金額としてどの辺が妥当か？他の例からすれば、少し高いのかな？と思います。

➡事務局

他のコミュニティセンターとのバランスは、市としても意識しているところ。新しい施設が出来れば、やはり使用する一般の市民の方も増えると思っています。

そんな時に、他のコミュニティセンターと比べて施設が新しいにも関わらず安かった場合、他の施設利用者がただ流れて来ているだけということであれば、市全体としては、せっかく新しい施設を整備したにも関わらず、利用者増えていない。逆に古い施設の使用料はさらに減少しているという事であれば、市全体の公共施設の適正化としては少し違うのかなとも思います。

もう一つは光熱水費、ここ最近1割、2割のペースで上昇しているので、少し先を見越した料金設定をする必要があるかと思います。逆に、既存の施設もこれから見直しが必要になるかもしれません。そういった状況の中で料金設定の提案をさせていただいた。

市内のコミセンも30年超えている施設もある中、古い施設も新しい施設も同じ使用料となれば、適正な使用料とは少し違うのかなということで、ほんの少し時間にして差額100円ぐらいの差であるが、高めの設定でご提案をさせていただいた。

○委員

私たちは、今回の使用料金は全然だったなと思います。

まず、ここで行事をする、事業するという事は、向野の地域に来てもらって、実際に何か見た訳ではないのにいろんな偏見を持っておられる方がおられます。

だから実際ここに足運んでもらうことも啓発事業という観点で開かれた人権文化センターとして、他のコミュニティセンターは使用料金が必要であっても、人権文化センターはそういう目的ではない。私たちは、人権啓発という立場でここに皆さんが目的外であってもここに来てくれるってことは、私たちは非常に大事にしていきたいという観点で思っていますので、そういうことも配慮しながら、使用料金の検討も含めて考えていただくことが大事ではないか。

隣保行政のための啓発事業、最初、市長がおっしゃったように、部落差別もあることも含めて、拠点として頑張っているわけですけども、住民とのコミュニティということは、ここを利用してもらうことも含めて、できれば他のコミュニティがこれだけの使用料ではなく、協力金、使用料という形になるのか、名目は違うと思いますけれども。そういうような視点での料金設定も含めて、できるならば減免も含めて、そんなに使用料いると言ったら、わざわざここまで来ない人が多いです。（無料なので来てくれる）

それも含めて、啓発の活動と思ってまた啓発のビラを撒いていると思ったら、私はそれで納得できるのではないかな。妥当な料金なら、お金取られてとはならないのかなという思いはあります。

○会長

今度出来たその施設の使用料というのか、名前はいろいろあると思いますが、あまり逸脱したら、やっぱり出来るだけ揃えてやっていく。啓発の方については、使用料の減免とかそういうところの対象であれば色々な方がここへ来られると思います。

いろんなところからや僕らでも向野へ行ってきた、何見てきたと必ず言うんですけども、この資料見てきたとか言うとかそういうのはこの減免に入っているの、例えば石川プラザとか、いろんな地域の人が来ていますね。

それをやっぱり、委員の言う、見てもらうということを重点におき、見ないで言っている人がほとんどなので足を運んでもらう。今日のお話を聞いて、やって頂いたら良いかなと思いますけれども、他はご意見としてありますか。

○委員

使用料の改定の規約ですが、例えば、5年毎、10年毎に見直すのか？それはないのか？

➡事務局

ないです。体裁的には、今現在は考えておりません。適宜です。

○委員

例えば、新しいセンターに対して、現状、使用している団体から増やしたいという意向なのか？少しでもたくさん来て欲しいと思うか？

現状ぐらいあればいいやということなのか？例えば改定ができるなら当初、いろんな方に来て欲しいなら、改定までの間、料金を抑えて、ある程度一定期間、例えば5年ないし10年が過ぎたときに、その状況を見て改定をする。そのまま継続、高くする。それはいいと思いますが、その目的として、新しいセンターが出来たときに少しでもたくさんの人に来て欲しいっていうのであれば、抑えるべきだと思いますし、使用料を取る、完全に無料ではなくてもいいですから、かなり押さえるべき。一定期間が過ぎて、たくさんの方にご利用いただいているなど運営を見て、その時点で適時、まだ考え直せばいいのでは？と思う。

○委員

人権文化センターとしてのホームページを作成していない。そのため無料であるとか貸館やっていることも分からない。日常的行事の開催などは広報に掲載はしているが、ホームページにはその掲載をしていない。館としての課題ではないか？

○会長

今の意見、今後の課題としてお願いします。

○委員

就労支援など広報に掲載しても、広報を持っている人は少ない。町会に入っている方が少なくなっているから。最近はインターネット上で情報を得られる。だからこの施設が使用できる情報などホームページに掲載することが、次の課題。

○委員

市のホームページから人権文化センターのホームページにジャンプできるように作成すればよいと思う。

➡事務局

委員の方からもご指摘もありました。

当然、今回人権文化センターが新しくなって、パンフレットを作成する予定ですが、ホームページに、「こんな感じです」と写真も掲載予定で、今現在、その方向で計画段階の協議をしている。ホームページの充実ということも踏まえ、計画に入っており、当然やっていく必要があると認識しています。

➡事務局

補足ですが、ホームページ自体は人権推進課の中に人権文化センターというページは持っているんですけども、詳細は記載されていなかったり、掲載内容も少ないように見えます。

○会長

料金体制は羽曳野市内何通りくらいあるのか？

他のところ石川プラザやMOMOプラザも一緒ですか？

➡事務局

コミュニティセンターである丹コミュニティセンター（丹治はやプラザ） 東部コミュニティセンター（石川プラザ） 羽曳が丘コミュニティセンター（MOMOプラザ）は、いずれも料金体系は一緒で、指定管理にて運営しております。

○会長

わかりました。

料金体制もたくさんあれば、市も大変かなと思いました。

➡事務局

丹比コミュニティセンターなど統一されて一緒です。多少部屋の数とかね、部屋の大きさは実際には違いますが、基本のベースは、これに沿った形です。

○会長

今回、意見が出たことを踏まえ、ここは隣保館であるということは、市民の人もほとんどを知らない人が多いのではないかと？

また検討して、次に活かしていただくことでよろしく願います。

○委員

料金の設定っていうのは、相場がわからないですが、やはりそのサービスという部分は、これから変えていかなければならない。

今ホームページの話がありましたが、「貸館ができます」と情報発信をしっかりとすること。次に質問ですが、社会教育法上の社会教育関係団体が社会教育のために使用するというのは、非常にわかりにくいですが、例えば、子供会が使うとか、そういうことを指すのか？

➡事務局

市が関わった行事の場合と単独で自由に使用する場合とを分け、全額免除や半額だけもらいますなど区分する。例えば、地域で校外学習なり、他学習教育してくださいって言って、市が関わっていたら、社会教育課から申請をもらえれば全額免除、他の課でも、管財用地課の市の駐車場もそうですが、市（行政）が関わっている事業と、自分たちが独自でやる、例えば子供会がクリスマス会を開催したいからちょっと場所を探しているなど違いが生じる。

○会長

そしたら開館時間及び休館日で、ご質問とかありますか？

○委員

休館日の扱い方ですが、休館日に申請が出た場合は、スタッフが出勤されるのでしょうか？

また割り増し料金とかは？

➡事務局

割り増し料金については、今現在のところを検討しておりません。

○委員

貸館で言えば、松原市も富田林市も人権の関係施設はありますが、日曜・祭日も貸館といえばやっています。貸館としての対応も含めて今後どうしていくのか？

もう1点は、現状のまま、時間帯を維持するっていうのが良い。前々から言われているのは、夜間を開けたからといって人が来ないではないか？休みの日に開けるかとかもありますが、人権の視点で考えたときに、羽曳野市が人権行政と言うのであれば、やはり、どんな時にもパッと飛び込んで相談できる。人権文化センターが空いていれば、相手は安心感を持っている。地域も含めて周辺が小さい、今までもそういったことがあるわけですからね。

だから、人権文化センターが移転することも、皆さんすごく期待されている。場所の移転後、建物が小さくなるし、事業が小さくなれば、「何や、ボチボチ店じまいか」という風に噂が流れる。私たちは、

「建物は小さくなくても、中身は今まで以上に頑張っている。」是非、人権文化センターを大事に思ってくれるのであれば、そういう方向に身をもってやっていただきたい。

○会長

昔からやってきたという思いを、我々継続するというのは非常に大事であり、行政も考えていろいろ条件もあるかと思いますが、富田林市や松原市など、そういうところを参考にいい方向で検討いただきたい。

○委員

時間をPM5時半で切らずに、PM9時が長いのであれば、もうちょっとPM8時ぐらいまで開けて、広報の掲載してもらえたら、また違ってくると思う。会館に電気点いていたら、安心やね。そう思ってくれる。特に今回移転したら、電気点いているのかな。消えているのかな。人権の啓発という立場からも電気点けてもらいたいということもありますし、また、相談に来る人がいなければ閉める、相談する事業がないから閉めるのではなく、行きたくても行けない人もいるし、相談に来る、来ないにかかわらず、いつでも何でも安心してここに来てくださいと、私はフィールドワークで必ず言っている。行って閉まっていることにならないように、そこも含めて、前向きに検討していただきたいし、予算がどうのこうのと言っているが、もともとニーズはあるし、人権文化センターはひかり湯の跡地です。学校給食センターの土地について、協力するものほとんど市がお金を出さなくて、そこにどうですかと言って協力して納得してもらっている。だからそういうことも含めた中で、地元の思いを含めて、皆さんに、今まで私たちが頑張ってきた、その成果を皆さんと一緒に共有して、お互いに前進していきたいという思いがあります。申し訳ないが、予算だからとかではなく、予算で計算するというのは、人権啓発は予算で計算するものではない。営業時間、開館事業についてそういうことも含めて、もう1度考え直していただきたい。

○委員

そしたら、PM5時半以降の体制、どうなっているのか？今後改訂することになれば、形態も変わってくるため、現状や動向はどうなっていくのか？

➡事務局

土日につきましては、現在、土曜日は空いており、委託事業ということで館の管理について委託業者の方で管理していただいて、市がその委託料を支払っている現状です。

只、今回、これはたたき案のため、今後どうなっていくのか？今回、意見を頂戴し、検討課題とさせていただきます。

○委員

検討のときに、地域人権協議会が削除されないように検討してくださいね。

○委員

土日とか地域人権協議会の管理の話であれば、対応がしんどい。

土日、開館するなら体制的（人員）に困難である。

○会長

体制等いろいろ意見があります。これで決まったというようなことにならないように。

➡事務局

体制については、逆に職員は配置せずに、指定管理や、民間委託していることによって人員体制を、運営の中でニーズを見て確保してもらうことになる。

ここは正職が多い中で、事務局として空いている時間と、それ以外の地域人権協議会の方で、貸し館も含めて見てもらっている時間があります。地域人権協議会にどこまで委託するかどうかも含めて検討していくことになります。

○委員

一定のことが決まったら、新しい人を探すような方向で人材を確保します。

○委員

実際PM9時まで貸すということは、閉館後10分、15分で施錠し、契約で言ったら9時以降になる。

○委員

PM9時までではなくPM8時まで開けてあと鍵とか閉めてもらう。PM5時半に閉めるということだけはやめて欲しい。PM7時ぐらいまで職員が残るのは自由ですけどね。地域人権協会に委託するか自由ですが、PM5時半で電気消えました。はい、おしまいではなく。PM5時半以降でも結構来られます。学校の先生方など学校が終わってからずっとフィードバックの段取りがあるなど、結構来られる。基本的にもう閉まっています。ごめんなさい。PM5時半まで来てくださいとか、ならないし。

○副会長

時間外、PM5時半以降、高年介護の施設（生きがいサロン2号館）は夜間利用しております。契約は指定管理であります。人権文化センターに関しては市直営と管理委託の形を併せ持つような話というところの理解で良いですか？

○会長

はい。

○委員

それでは、人権文化センター建て替える意味がない。土日選択ではなくて、人権の視点の考えで、もっと慎重に考えて欲しいと私は敢えてこの場で発言させてもらっている。人件費の関係があるからとか、そんなものではないということ。

啓発が大事だと言われているんやったらね、啓発予算と思ってここにそれだけの投資をすればいい。

○委員

相談事業の部分で言うとおられると思う。そして飛び込んでくる人とか、そういう対応をどうするかという視点もピットの延長だなあと思ったりしてしましてね。

だから、やはりこの時代ある意味、これで言うと、貸館がある日とない日も、時間が違うわけですよ。今日は夜間貸館対応すれば開けているけど、貸館ないときは閉まっているという、もう少し待って飛び込んでくる人をどうするかという視点で考え、例えばSNSとか、その携帯を活用するとかいうのも1つかなどと思っています。人件費や委託料もかかってくることなので、そういう何か相談事業に対して、体制が組めるかどうかという検討が必要かと聞いていて思いました。

➡事務局

そういった意味でも、指定管理者の選定にあたっては地域との連携を重視させていただいており、地域の方にとっても、事務局がない時間帯も、相談に来られた方の対応をさせていただいているということがあるので、ここの運営体制については、他の施設とは違うということは理解しています。

○委員

人権文化センター行っても閉まっていたと、若干そういう人も出てくるし、そういう意味では、私は今まで通り、事業を維持するためには、明かりが点いており、職員が1人座ってもらい続けて欲しいという思いは、ずっとあります。だから時間はPM9時とか限定しないで、せめてPM8時ごろまで開けていただくことが一番。

## 5-(2)今後のスケジュール

●事務局より説明

今後のスケジュールについて説明。

本日7月24日、この案件について、第1回の人権文化センター運営審議会での意見をまとめるにあたり、他に意見があれば令和6年8月9日までに意見書を提出してください。今後意見を集約して、委員の皆様を確認をさせていただきたく。

次の第2回はこの審議会の最終的な答申につきまして、まとめさせていただきたく。

日程的には第2回につきましては、9月中頃から下旬にかけて予定。また会長とも、協議のうえ日程を決定し皆様に通知させていただく。

この12月議会に新しい人権文化センターの条例につきまして、上程する予定をしております。

○会長

皆さんから意見が出てきても我々はわかりませんね。

➡事務局

意見については書面にて連絡させていただきます。

○会長

こういう意見が出てきたということの取りまとめたものをお願いします。

○委員

今、会館事業や時間の話ありましたが、館とのこの間の関係の話ですけれども、フィールドワークの関係で見学の受け入れがかなり多い、それはほとんど私どもがやっているという状況であり、館事業としての啓発も含めて、受け入れを担っていただくことが非常に大事なと思う。

というのは、今までだったら2階の会場のクーラーとか段取りしていたんですけども、今度から会場が代わりましたら、職員が会場の設営など館としての設營業務とか、いろんな段取りをお手伝いいただくことが、非常に大事ではないかなと思うし、やっている内容も把握してもらえる。

今までだったら先生の接待とかというのはないんです。

そういう中で、ますます見学者が増えていますから、そういう意味ではぜひ協力体制とっていただいて、今から順番に同行もしてくれはるみたいですけど。

そういうメンバーは私達決まっているらしいけども、受け入れたときに電話がかかってくる、今までやったら、人権文化センター宛てにかかってくる。

そして、見学の中身を聞かず見学って言っています。と支部の方に持ってくる。

どこの誰で、人数何人ですかとか言って、これ、地元で協議しますから、また返事しますと言ってくれればいいが、当たり前のように、私はやらないといけないと思って当たり前で受け取っていましたが、今回場所が離れていたら、人権文化センターにフィールドワークでやってきて、うちの電話番号ですよって、ならんようにね、大体こんなんでしてはるから。

ご案内団体でこんなぐらいの人数とか、細かいことはまた担当の人にも相談して返事しますとかいうようにね。そういう関わり方のお手伝いも含めて、啓発の一助を担うことでお願いをします。

### 5-(3)その他(羽曳野市立人権文化センター運営審議会の任期について)

●事務局より説明

その他についてご説明。今回、ご参画されている委員の皆様は、令和4年11月1日から令和6年10月31日をもって2年間の任期は終了。当運営審議会は今後とも必要な機関であることであることから、新たな委員様の選出について、各事務所の方にご推薦いただきたく封書で送らせていただく。